

## 鴨川市スポーツを通じた地域振興推進委員会設置要綱

### (設置)

第1条 総合運動施設を有する本市の特性を生かし、スポーツを通じて産業の活性化、交流の促進その他の地域振興を推進するため、鴨川市スポーツを通じた地域振興推進委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

### (所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) スポーツを通じた地域振興を推進するため必要な施策の企画立案に関すること。
- (2) スポーツを通じた地域振興を推進するため必要な施策の実施に関すること。
- (3) その他市長が必要と認める事項

### (組織)

第3条 委員会は、委員19人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 識見を有する者
- (2) スポーツ関係団体の代表者又はその推薦する者
- (3) 観光業若しくは商工業の関係団体の代表者又はその推薦する者
- (4) 医療機関の代表者又はその推薦する者
- (5) 金融機関の代表者又はその推薦する者
- (6) その他市長が必要と認める者

3 委員会に委員長1人及び副委員長2人を置き、委員の互選によりこれを定める。

4 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ定めた順序によりその職務を代理する。

### (任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から平成33年3月31日までとする。

### (会議)

第5条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集し、議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

4 委員長は、必要に応じて関係者の会議への出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

### (専門部会)

第6条 第2条各号に掲げる所掌事務について専門的に協議させるため、委員会に専門部会を置くことができる。

2 専門部会は、委員又は委員が所属する団体に所属する者のうちから市長が委嘱する者をもって組織する。

3 専門部会は、協議の結果を会議に報告するものとする。

### (庶務)

第7条 委員会の庶務は、建設経済部スポーツ振興課において処理する。

(その他)

第8条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公示の日から施行する。

(失効)

2 この告示は、平成33年3月31日限り、その効力を失う。

(経過措置)

3 委員の互選により委員長が定められていない場合の会議については、第5条第1項の規定にかかわらず、市長が招集するものとする。